

○松阪市議会予算説明会実施要綱

平成24年12月7日議会告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市議会基本条例（平成24年松阪市条例第30号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、松阪市議会が予算審議をより充実させるために実施する予算説明会（以下「説明会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 説明会は、議員全員をもって構成する。

- 2 説明会に座長1人、副座長1人を置く。
- 3 座長は議長とし、副座長は副議長とする。

(開催時期)

第3条 説明会は、市議会開会日から逆算して休日を含む2日前と3日前の2日間で開催するものとする。ただし、開催しようとする日が休日の場合はその前日とする。

(出席要求)

第4条 説明会には、説明員として課長その他説明に必要な職員の出席を求めることができる。

(実施)

第5条 説明会は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 説明会は、当該年度当初予算に関し、説明員から説明を受けるものとする。
- 3 説明は、議案順に、それぞれの会計の款順に、所管の課長が行うものとする。
- 4 説明資料は、予算書、予算説明資料及び条例第9条第2項に規定する資料とする。
- 5 説明会は、公開とする。

(記録)

第6条 議長は、事務局職員に議事の概要及び必要な事項を記載した記録を作成させ、保管する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

附 則

この告示は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。